



第94回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスに関するお知らせ

- ・株主総会にご出席される株主様は、感染状況やご自身の体調をお確かめいただき、マスク着用のうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議決権行使は、書面又はインターネット等による方法もございますので、当日ご出席されない場合は、そちらのご利用もご検討ください。（詳細は3～4頁をご参照ください。）
- ・昨年に引き続き、株主総会会場にて、当日ご出席の株主様の検温をさせていただきます。その他、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト <https://www.koaglobal.com> に掲載させていただきます。

開催日時

2022年6月18日（土曜日）

午前10時（受付開始：午前9時15分）

開催場所

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8288番地 1

IPHキョウデンハウス伊那プリンスホール

（旧 伊那プリンスホテル）

2階 プリンスホール

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役11名選任の件

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	22
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/6999/>



KOA株式会社

証券コード：6999

株 主 各 位

証券コード：6999
2022年5月27日

長野県伊那市荒井3672番地

(本社事務所)

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪14016番地

KOA株式会社

代表取締役社長 花 形 忠 男

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4頁のご案内に従って2022年6月17日（金曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2022年6月18日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
場 所	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8288番地 1 IPHキョウデンハウス伊那プリンスホール（旧 伊那プリンスホテル） 2階 プリンスホール
目的事項	【報告事項】 1. 第94期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第94期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
	【決議事項】 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役11名選任の件 第4号議案 取締役の報酬額改定の件 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

インターネットによる開示について

次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した対象の一部であります。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.koaglobal.com>

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

- ・株主総会にご出席される株主様は、感染状況やご自身の体調をお確かめいただき、マスク着用のうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議決権行使は、書面又はインターネット等による方法もございますので、当日ご出席されない場合は、そちらのご利用も併せてご検討ください。（詳細は3～4頁をご参照ください。）
- ・昨年に引き続き、株主総会会場にて、当日ご出席の株主様の検温をさせていただきます。その他、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト <https://www.koaglobal.com> に掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月18日（土曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月17日（金曜日）
午後5時 到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月17日（金曜日）
午後5時 入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
KOA株式会社 御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX
KOA株式会社

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4、5号議案

- 賛成の場合 >> **【賛】**の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】**の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> **【賛】**の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **【否】**の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> **【賛】**の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

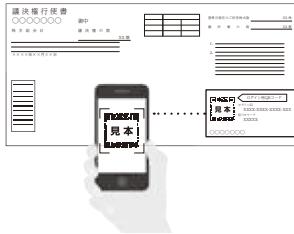
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、今後の事業展開への対応を図るための必要な内部留保を確保しながら、安定的かつ継続的な株主還元を努めることを基本方針としております。

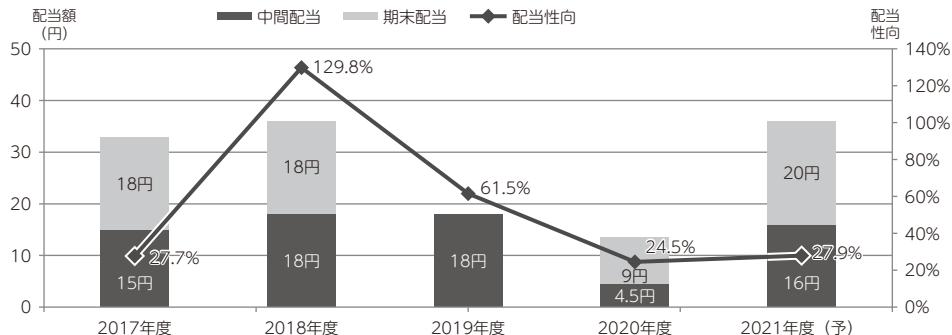
配当につきましても、安定的かつ継続的に実施してまいります。なお、配当性向は30%前後を意識しつつ、その上で、株価水準や資金の状況等を総合的に勘案し、必要に応じて機動的に自己株式の取得等を行ってまいります。

第94期の期末配当につきましては、上記の基本方針、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当金の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき20円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は741,070,540円となります。
これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき36円00銭となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月20日といたしたいと存じます。

1株あたりの配当額・配当性向・DOE（自己資本配当率）の推移



	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (予定)
年間配当	33円	36円	18円	13.5円	36円
配当性向	27.7%	129.8%	61.5%	24.5%	27.9%
DOE (自己資本配当率)	2.1%	2.2%	1.1%	0.8%	2.1%

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 現在の取締役の員数は11名であります。第3号議案の「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、現行定款第20条が規定する取締役の員数の上限である11名となります。今後の事業展開への的確な対応及び社外取締役の増員等による当社の取締役会の実効性及びコーポレートガバナンス体制の強化を可能とするため、現行定款第20条（取締役の員数）につきまして、員数を11名以内から12名以内に変更するものであります。
- (3) 現行定款第34条（監査役の選任）の表記を、同第21条（取締役の選任）の表記に合わせるものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第17条～第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は<u>11</u>名以内とする。</p> <p>第21条～第33条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任) 第34条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第35条～第46条 (条文省略)</p>	<p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は<u>12</u>名以内とする。</p> <p>第21条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会の決議により選任する。 <u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>第35条～第46条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則) 第1条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制及びコーポレートガバナンス体制の強化の観点から社外取締役1名を増員し、社外取締役4名を含む取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会からの答申を得て、取締役会において決定しております。また、社外取締役候補者4名については、全員が当社の定める「独立性判断基準」(15～16頁)を満たしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	在任期間 (本総会 終結時)	取締役候補者に期待する分野									
				企業経営	品質 技術 製造	営業 マーケ ーティ ング	財務 会計	法務 コンプ ライ アンス	グロー バル 経験	IT デジ タル	環境保 全		
1	むかいやま こういち 向山孝一	再任	取締役会長	46年	●			●					●
2	はながた ただお 花形忠男	再任	代表取締役 社長	14年	●	●				●	●		
3	ののむら あきら 野々村 昭	再任	常務取締役	10年	●		●			●			●
4	ももせ かつひこ 百瀬克彦	再任	取締役	11年	●	●		●	●				
5	やまおか えつじ 山岡悦二	再任	取締役	10年	●	●						●	
6	こじま としひろ 小嶋敏博	再任	取締役	5年	●	●	●			●	●		
7	むかいやま こうせい 向山浩正	再任	取締役	1年	●		●			●			
8	マイケル・ジョン・コーパー	再任	社外 独立	社外取締役	14年	●			●	●	●		
9	きたがわ とおる 北川 徹	再任	社外 独立	社外取締役	5年	●			●	●	●		●
10	たかはし こうじ 高橋晃次	新任	社外 独立	-	-	●	●					●	
11	おざわ ひとし 小澤 仁	新任	社外 独立	-	-	●	●						●

社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

【取締役会の実効性確保のために】

当社の取締役会は、各分野における豊富な経験及び知識を有した取締役と、会社経営者としての経験及び見識等が豊富な独立社外取締役から構成されており、知識・経験・能力のバランスがとれた構成となっております。今後も継続的に、ジェンダーや国際性の面を含む多様性の伴った構成となるよう検討してまいります。

(注) 指名・報酬委員会の概要については、「指名・報酬委員会について」(16頁)をご参照ください。

1

むかいやま こういち
向山 孝一1948年9月13日生
(満73歳)

再任

取締役会出席状況 13回/13回 (100%)

所有する当社株式の数 402,208株

略歴、当社における地位及び担当

1972年 3月	当社入社	2001年10月	当社環境ビジネスフィールド担当
1976年 6月	当社取締役	2013年 4月	当社代表取締役会長
1977年12月	当社代表取締役社長	2018年 6月	当社取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

興亜販売株式会社 取締役会長

大興電工股份有限公司 副董事長

【取締役候補者とした理由】

向山孝一氏は、当社取締役就任以来、長年に亘り経営者として豊富な経験と知識を持ち、その職責を果たしてまいりました。今後も取締役会長として、当社の成長と企業価値向上に貢献することが期待できることから、引続き取締役候補者としていたしました。

2

はながた ただお
花形 忠男1956年1月28日生
(満66歳)

再任

取締役会出席状況 13回/13回 (100%)

所有する当社株式の数 16,600株

略歴、当社における地位及び担当

1979年 3月	当社入社	2008年 6月	当社取締役
2000年 4月	当社抵抗器生産部ディスクリート製品プロジェクトゼネラルマネージャー		当社ものづくりイニシアティブ担当 当社上伊那ビジネスフィールド担当
2001年10月	当社国際品質保証イニシアティブ品質改善センターゼネラルマネージャー	2009年 4月	当社下伊那ビジネスフィールド担当 当社箕輪ビジネスフィールド担当
2003年10月	当社ものづくりイニシアティブ上伊那ビジネスフィールド代表	2013年 4月	当社代表取締役社長 (現任)
		2015年 6月	当社KPS-3イニシアティブ担当 (現任)
		2017年 1月	当社品質保証イニシアティブ担当

【取締役候補者とした理由】

花形忠男氏は、当社入社以来、技術部門を中心に製造部門、品質部門、海外の製造子会社等社内の様々な部門を経験し、それぞれにおける豊富な経験及び知識を有しております。代表取締役として全社を統括し、強力なリーダーシップを発揮しており、今後も当社の成長と企業価値向上に貢献することが期待できることから、引続き取締役候補者としていたしました。

3

ののむら
野々村

あきら
昭

1960年8月5日生
(満61歳)

再任

取締役会出席状況 13回/13回 (100%)

所有する当社株式の数 7,300株

略歴、当社における地位及び担当

1983年 3月	当社入社	2012年 6月	当社取締役
2003年10月	当社日本営業ビジネスフィールド代表		当社事業構造改革イニシアティブ担当
2009年12月	KOA DENKO (S) PTE.LTD.Managing Director	2015年 6月	当社販売イニシアティブ担当 (現任)
2012年 4月	当社事業構造改革イニシアティブマーケティングセンターゼネラルマネージャー		当社日本営業ビジネスフィールド担当 (現任)
		2018年 4月	当社常務取締役 (現任)
		2018年 6月	当社経営管理イニシアティブ担当 (現任)

重要な兼職の状況

興亜販売株式会社 代表取締役社長	KOA ELECTRONICS (H.K.) LTD. Director
KOA SPEER HOLDING CORPORATION Director	上海可爾電子貿易有限公司 副董事長
KOA Europe GmbH Managing Director	大興電工股份有限公司 董事
KOA DENKO (S) PTE. LTD. Director	

【取締役候補者とした理由】

野々村昭氏は、当社入社以来、主に営業部門に携わり、海外販売会社の責任者として赴任するなど、国内外の営業に関する豊富な経験及び知識を有しております。経営管理イニシアティブ及び販売イニシアティブのトップマネジメント、また、日本営業ビジネスフィールドの担当役員として経営管理・営業両部門を統括し、企業体質強化並びに販路拡大等を推進しており、今後も当社の成長と企業価値向上に貢献することが期待できることから、引続き取締役候補者となりました。

4

ももせ かつひこ
百瀬 克彦

1962年11月10日生
(満59歳)

再任

取締役会出席状況 13回/13回 (100%)

所有する当社株式の数 21,500株

略歴、当社における地位及び担当

1985年 3月	当社入社	2015年 6月	当社ものづくりイニシアティブ担当 (現任)
1996年 7月	当社KPS本部ゼネラルマネージャー		当社下伊那ビジネスフィールド担当 (現任)
2003年10月	当社経営管理イニシアティブ経営戦略センターゼネラルマネージャー		当社CHINAビジネスフィールド担当
2011年 6月	当社取締役 (現任)	2017年 1月	当社上伊那ビジネスフィールド担当 (現任)
	当社経営管理イニシアティブ担当	2017年 6月	当社箕輪ビジネスフィールド担当 (現任)
2013年 4月	当社上伊那ビジネスフィールド担当		

重要な兼職の状況

興亜エレクトロニクス株式会社 取締役	興和電子(太倉)有限公司 副董事長
鹿島興亜電工株式会社 取締役	KOA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD. Chairman
真田KOA株式会社 取締役	

【取締役候補者とした理由】

百瀬克彦氏は、当社入社以来、主に経営戦略部門に携わり、経営戦略に関する豊富な経験と知識を有しております。現在は製造部門の責任者として、製造部門を統括し、更なる生産性向上や新製品の生産体制の構築等を推進しており、今後も当社の成長と企業価値向上に貢献することが期待できることから、引続き取締役候補者となりました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

5

やまおか えつじ
山岡 悦二

1963年10月2日生
(満58歳)

再任

取締役会出席状況 13回/13回 (100%)

所有する当社株式の数 8,900株

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月	当社入社	2013年 6月	当社箕輪ビジネスフィールド担当
2007年 4月	当社ものづくりイニシアティブ基盤技術 事業化センターゼネラルマネージャー	2015年 6月	当社技術イニシアティブ担当 (現任)
2012年 6月	当社取締役 (現任) 当社ものづくりイニシアティブ担当	2018年 3月	当社技術イニシアティブ技術戦略センター ゼネラルマネージャー
2013年 4月	当社下伊那ビジネスフィールド担当	2018年 6月	当社品質保証イニシアティブ担当 (現任)

【取締役候補者とした理由】

山岡悦二氏は、当社入社以来、主に技術部門に携わり、技術全般に関する豊富な経験及び知識を有しております。技術イニシアティブ及び品質保証イニシアティブのトップマネジメントとして技術・品質両部門を統括し、基盤技術等を生かした新製品・新技術の開発並びに「ゼロデフィエクト・フローの構築」をはじめとする品質・信頼性向上活動を推進しており、今後も当社の成長と企業価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

6

こじま としひろ
小嶋 敏博

1964年1月22日生
(満58歳)

再任

取締役会出席状況 13回/13回 (100%)

所有する当社株式の数 5,100株

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月	当社入社	2015年 6月	当社KPS-3イニシアティブ事業化推進セン ターゼネラルマネージャー
2007年 4月	当社事業構造改革イニシアティブプロダクトマ ネージメントセンターゼネラルマネージャー	2017年 6月	当社取締役 (現任)
2011年 6月	当社事業構造改革イニシアティブマーケティ ングセンターゼネラルマネージャー	2018年 3月	当社KPS-3イニシアティブ担当 (現任) 当社KPS-3イニシアティブ用途展開センタ ーゼネラルマネージャー
2012年 6月	KOA DENKO (S) PTE. LTD. Managing Director		

【取締役候補者とした理由】

小嶋敏博氏は、当社入社以来、主に技術部門、マーケティング部門等に携わるとともに、海外販売会社の責任者として赴任するなど、これら部門や海外における豊富な経験及び知識を有しております。現在は、新事業開発部門の責任者として、新規市場開拓に注力しており、今後も当社の成長と企業価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

7

むかいやま こうせい
向山 浩正1977年3月6日生
(満45歳)

再任

取締役会出席状況 11回/11回 (100%) 注 所有する当社株式の数 74,700株

略歴、当社における地位及び担当

2005年4月	当社入社	2021年3月	当社経営管理イニシアティブトップマネジ メント付ゼネラルマネージャー
2015年6月	興亜販売株式会社取締役(現任)	2021年6月	当社取締役(現任) 当社経営管理イニシアティブ担当(現任)
2018年8月	KOA DENKO (S) PTE. LTD. Managing Director		

【取締役候補者とした理由】

向山浩正氏は、当社入社以来、主に営業部門に携わり国内販売会社及び海外販売会社の責任者を歴任するなど、国内外の営業に関する豊富な経験及び知識を有しております。当社における営業経験及び当社グループの事業に関する豊富な経験と知識を活かし、当社の成長と企業価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

(注) 2021年6月19日開催の第93回定時株主総会において取締役に選任されたため、出席の対象となる取締役会の開催回数が増えることが期待できるため、引続き取締役候補者としていたしました。

8

マイケル・ジョン・コーバー1954年9月17日生
(満67歳)

社外 独立

再任

取締役会出席状況 13回/13回 (100%) 所有する当社株式の数 12,500株

略歴、当社における地位及び担当

1983年7月	米国カリフォルニア州弁護士資格取得	2006年6月	グローバルベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役
1987年7月	米国ニューヨーク州弁護士資格取得	2006年10月	Geovector Corporation社外取締役
1996年6月	グローバルベンチャーキャピタル株式会社 取締役	2008年6月	当社社外取締役(現任)
2004年4月	株式会社BJIT社外取締役(現任)	2011年9月	リアル・イングリッシュ・ブロードバンド株式会社 代表取締役
2004年6月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授	2013年7月	Durafizz Holdings Corporation代表取締役
2006年5月	Really English.com Limited社外取締役		

重要な兼職の状況

株式会社BJIT 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

マイケル・ジョン・コーバー氏は、企業戦略の専門家及び会社経営者として豊富な経験及び知識を有しております。当社取締役へ就任以降、事業戦略への助言や経営の監督などを適切に行っていたため、今後も経営並びに取締役会の運営に貢献いただくこと及び客観的・中立的な立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

【独立性に関わる事項】

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

同氏は当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、独立性が認められます。

なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

9

再任

きたがわ
北川とおる
徹1960年8月4日生
(満61歳)

社外 独立

取締役会出席状況 13回/13回 (100%)

所有する当社株式の数 0株

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	兼松江商株式会社 (現 兼松株式会社) 入社	2016年 3月	クックパッド株式会社社外取締役 [兼監査委員長/報酬委員]
1999年11月	日本通信株式会社入社 経営企画室長	2016年10月	日本スキー場開発株式会社社外取締役
2001年 2月	日本ボルチモアテクノロジー株式会社 (現 サイバートラスト株式会社) 入社 財務担当上席執行役員	2017年 6月	当社社外取締役 (現任)
2002年 1月	リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社入社 ファイナンスコントローラー	2018年 3月	クックパッド株式会社社外取締役 [兼監査委員長/指名委員]
2006年 9月	スターバックス コーヒー ジャパン株式会社入社 ファイナンス・インフラストラクチャー統括オフィサー/CFO	2018年 3月	株式会社カヤック社外取締役監査等委員 (現任)
		2022年 3月	クックパッド株式会社社外取締役 [兼監査委員長/報酬委員] (現任)

重要な兼職の状況

クックパッド株式会社 社外取締役 [兼監査委員長/報酬委員] 株式会社カヤック 社外取締役監査等委員

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

北川徹氏は、上場会社においてCFOや企画経営室長を歴任されるなど、会計及び会社経営に関する深い知識と経験を有しております。当社取締役へ就任以降、事業戦略への助言や経営の監督などを適切に行っていただいております。今後も経営並びに取締役会の運営に貢献いただくこと及び客観的・中立的な立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

【独立性に関わる事項】

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

同氏は当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、独立性が認められます。

なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

10

新任

たかはし こうじ
高橋 晃次1956年2月14日生
(満66歳)

社外 独立

所有する当社株式の数 0株

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月	アルプス電気株式会社（現 アルプスアルパイン株式会社）入社	2001年4月	株式会社東京ウエルズ入社 技術企画室長
1988年3月	東北金属工業株式会社（現 株式会社トーキン）入社	2007年4月	同社要素技術本部長／テクニカルセンター長
1995年10月	同社電子デバイス事業本部商品開発部長	2009年6月	同社取締役
1998年4月	同社マグネティック・アクチュエータ事業部長	2013年6月	同社常務取締役最高技術責任者
		2021年3月	同社相談役（現任）

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

高橋晃次氏は、電子部品業界において主に技術者として要職を歴任され豊富な経験及び知識を有しております。その立場から当社の事業戦略への助言と経営の監視・監督等の役割を発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

【独立性に関わる事項】

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

同氏は当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、独立性が認められます。

また、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

11

新任

おざわ
小澤ひとし
仁1963年5月13日生
(満59歳)

社外 独立

所有する当社株式の数 0株

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月	株式会社リクルートコスモス（現 株式会社コスモスイニシア）入社	1996年 4月	同社代表取締役社長（現任）
1992年 5月	南建株式会社（現 株式会社フォレストコーポレーション）入社	2000年 9月	株式会社レントライフ代表取締役社長（現任）
		2005年 6月	南信工営株式会社監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社フォレストコーポレーション 代表取締役社長
株式会社レントライフ 代表取締役社長
南信工営株式会社 監査役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

小澤仁氏は、会社経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、その立場から当社の事業戦略への助言と経営監視・監督の役割を発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者としたしました。

【独立性に関わる事項】

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

同氏は当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、独立性が認められます。

また、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. マイケル・ジョン・コーバー氏、北川徹氏、高橋晃次氏及び小澤仁氏は、社外取締役候補者であります。
 3. マイケル・ジョン・コーバー氏及び北川徹氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってマイケル・ジョン・コーバー氏が14年、北川徹氏が5年となります。
 4. 当社は、マイケル・ジョン・コーバー氏及び北川徹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、マイケル・ジョン・コーバー氏及び北川徹氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、高橋晃次氏及び小澤仁氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の31頁に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

1. 社外取締役・社外監査役の独立性判断基準

当社は、適正なコーポレートガバナンスの確保のため、社外役員の選定においては独立性を重視しており、独自に以下の基準を定めております。

独立性判断基準

社外役員候補者の選任にあたっては、次の各項目に該当しない場合、独立性があると判断する。

- (1) 当社を主要な取引先（※1）とする者、又はその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先（※1）、又はその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額（過去5年間平均で、年間1,000万円以上）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律家
- (4) 当社又は当社子会社の業務執行者
- (5) 当社の子会社及び関連会社の監査役及び重要な使用人等（※2）
- (6) 当社の大株主（総議決権の5%以上の株式を保有）又はその業務執行者
- (7) 就任前10年内のいずれかの時において当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役（社外取締役は除く）又は監査役（社外監査役は除く）であったことがある者
- (8) 上記(1)～(7)に該当するもの（重要でない者は除く）の近親者（二親等内の親族）

※1 「主要な取引先」とは、直近事業年度における当社又は当社子会社との取引の支払額又は受取額が、当社グループ又は相手方の連結売上高の1%以上の取引先を指す。

※2 「重要な使用人等」とは、会社役員・部長クラスの者、会計事務所や法律事務所に所属する者については公認会計士や弁護士等を指す。

2. 指名・報酬委員会について

当社の取締役会には、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の公正性・透明性・独立性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、任意の諮問委員会である「指名・報酬委員会」を設置しております。指名・報酬委員会の委員は、取締役会長、代表取締役社長及び独立社外取締役3名で、委員長は独立社外取締役が務めております。

取締役会は、取締役候補者の選定、代表取締役の選定及び解任、取締役報酬の改定、並びに後継者計画（育成含む）等について指名・報酬委員会に諮問し、独立社外取締役から助言を得ております。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2013年6月15日開催の第85回定時株主総会において、年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢や経営環境の変化により、今後ますます取締役の責務や期待される役割が拡大していることを考慮いたしまして、取締役の報酬限度額を年額450百万円以内に改定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいたしと存じます。

なお、第5号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」の承認可決を条件とする株式報酬は、本報酬とは別枠といたします。

当社は、2021年3月22日開催の取締役会において役員報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、その内容は事業報告32頁に記載のとおりであります。2022年5月31日開催予定の取締役会で、本議案及び第5号議案を原案どおり承認可決いただくことを条件に、その内容を変更することとしており、変更後の内容の概要は20～21頁に記載のとおりであります。本議案の内容については、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等を定めるために必要かつ相当であると判断しております。

また、本議案の内容については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会から相当である旨の答申を得て、取締役会において決定しております。

現在の取締役は10名（うち社外取締役は3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役は4名）となります。

(注) 指名・報酬委員会の概要については、「指名・報酬委員会について」（16頁）をご参照ください。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額450百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）となります。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬限度額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額90百万円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定することとしており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.4%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当であると考えております。

当社は、2021年3月22日開催の取締役会において役員報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、その内容は事業報告32頁に記載のとおりであります。2022年5月31日開催予定の取締役会で、第4号議案及び本議案を原案どおり承認可決いただくことを条件に、その内容を変更することとしており、変更後の内容の概要は20～21頁に記載のとおりであります。本議案の内容については、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等を定めるために必要かつ相当であると判断しております。

また、本議案の内容については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会から相当である旨の答申を得て、取締役会において決定しております。

現在の取締役は10名（うち社外取締役は3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役は4名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当ての具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株

式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数15万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下「組織再編等承認時」という）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(注) 指名・報酬委員会の概要については、「指名・報酬委員会について」（16頁）をご参照ください。

【ご参考】役員報酬等の内容の決定に関する方針の内容の概要

取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬である役員賞与及び非金銭報酬で構成し、各取締役の企業価値向上への動機付けに資するため最も適切な支給割合となることを方針としております。なお、基本報酬及び業績連動報酬については、下記報酬限度額の範囲内で個人別の報酬額を定め、非金銭報酬については、下記報酬限度額とは別枠といたします。

1. 取締役の基本報酬については、役位や担う役割・責務等に基づき支給の額を決定しております。
2. 役員賞与については、当該年度の連結業績（売上高・営業利益率・自己資本利益率）等に連動させ支給の有無及び額を決定しております。
3. 非金銭報酬は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という）の割当てとし、その概要は下記の通りであります。

(1) 譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額90百万円以内とし、取締役の報酬限

度額とは別枠とする。

(2) 個別に割り当てる株式の数は、別に定める基準に基づき取締役会が決定し、年1回割り当てる。

なお、いずれの報酬についても制度制定・改訂並びに個人別の支給の額及び割当ての数の決定に際しては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、相当である旨の答申を得ることを条件とし、取締役会が代表取締役社長に委任し決定しております。

当社の取締役の報酬限度額は、2013年6月15日開催の第85回定時株主総会において、年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご承認いただいておりますが、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額450百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）となります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）の世界経済は、新型コロナウイルスのワクチン普及に伴う経済再開や政府の景気刺激策等により、欧米を中心に回復基調となりました。

当社グループの属する電子部品業界におきましては、EUが2035年にガソリン車を販売禁止とするなど、環境規制によるEV等環境対応車への全面移行が早まる可能性があり、自動車向け市場の拡大が見込まれます。当期においては、欧米を中心とした経済再開により大幅に需要が回復いたしました。

このような環境のもと、当社グループは品質・信頼性を重視する市場を中心に、高機能製品の拡販等の活動を進めてまいりました。

販売面におきましては、昨年新型コロナウイルス感染拡大により世界経済が停滞した影響から需要が回復し、すべての地域の自動車向けや産業機器向け売上が大幅に増加したこと等により当連結会計年度の売上高は64,955百万円（前年同期比14,576百万円増、28.9%増）となりました。

利益面におきましては、売上の増加等により営業利益は5,721百万円（前年同期比3,404百万円増、146.9%増）、経常利益は為替差益608百万円を計上したこと等により6,859百万円（前年同期比3,919百万円増、133.4%増）、また、支払補償金205百万円及び操業休止関連費用116百万円を特別損失に計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純利益は4,771百万円（前年同期比2,737百万円増、134.6%増）となりました。

セグメントの業績は、日本においては売上高55,383百万円（前年同期比13,136百万円増）、セグメント利益4,503百万円（前年同期比3,897百万円増）、アジアにおいては売上高33,369百万円（前年同期比8,252百万円増）、セグメント利益1,288百万円（前年同期比237百万円増）、アメリカにおいては売上高10,395百万円（前年同期比2,649百万円増）、セグメント利益517百万円（前年同期比247百万円増）、ヨーロッパにおいては売上高8,904百万円（前年同期比1,773百万円増）、セグメント利益385百万円（前年同期比89百万円増）となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

品目別連結売上高とその構成比は次のとおりであります。

品 目	売 上 高	構 成 比
抵 抗 器	57,973百万円	89.2%
I C 及 び I C 関 連 機 器	1,412百万円	2.2%
高 周 波 イ ン ダ ク タ	1,101百万円	1.7%
安 全 部 品	2,280百万円	3.5%
そ の 他	2,187百万円	3.4%
合 計	64,955百万円	100.0%

② 設備投資の状況

当期の設備投資額は、工場建設、品質向上、新製品の開発、量産設備向け等を中心に総額6,921百万円となりました。

③ 資金調達の状況

主として借入金によっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はございません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 91 期 (2019年3月期)	第 92 期 (2020年3月期)	第 93 期 (2021年3月期)	第 94 期 当連結会計年度 (2022年3月期)
売 上 高	55,895百万円	50,020百万円	50,378百万円	64,955百万円
経 常 利 益	6,304百万円	1,727百万円	2,939百万円	6,859百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,018百万円	1,077百万円	2,034百万円	4,771百万円
1株当たり当期純利益	27.73円	29.26円	55.14円	129.08円
総 資 産	77,355百万円	75,858百万円	81,340百万円	94,989百万円
純 資 産	59,839百万円	58,216百万円	61,535百万円	67,103百万円
1株当たり純資産額	1,627.09円	1,579.85円	1,665.85円	1,810.99円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定において、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況等

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
興 亜 エ レ ク ト ロ ニ ュ ス 株 式 会 社	400百万円	100.0%	電子部品の製造
鹿 島 興 亜 電 工 株 式 会 社	300百万円	100.0%	電子部品の製造
興 亜 販 売 株 式 会 社	10百万円	100.0%	電子部品の販売
真 田 K O A 株 式 会 社	100百万円	100.0%	電子部品の製造
KOA SPEER HOLDING CORPORATION	1,210US\$	100.0%	電子部品の販売
KOA DENKO (MALAYSIA) SDN.BHD.	54,843千M\$	100.0%	電子部品の製造
K O A D E N K O (S) P T E . L T D .	47,333US\$	100.0%	電子部品の販売
KOA ELECTRONICS (H.K.) LTD.	1,500千HK\$	100.0%	電子部品の販売
K O A E u r o p e G m b H	766,938EUR	100.0%	電子部品の販売
上 海 可 爾 電 子 貿 易 有 限 公 司	1,659千RMB	100.0%	電子部品の販売
興 和 電 子 (太 倉) 有 限 公 司	143百万RMB	100.0%	電子部品の製造

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
大 興 電 工 股 份 有 限 公 司	39,000千NT\$	39.0%	電子部品の販売

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、世界の景気は回復傾向にあるものの、ウクライナ情勢による食料価格・エネルギー価格の高騰や米連邦準備制度理事会（FRB）による金融引き締めなどによるインフレの加速、新型コロナウイルス変異株（オミクロン株）の感染拡大によるサプライチェーンの混乱等により先行きは引き続き非常に不透明感が強い状況にあります。

当社グループの属する電子部品業界におきましても、世界的な半導体不足による自動車業界の生産への影響や中国の都市封鎖による経済活動の停滞等、次期の受注動向に対しては慎重な見方が必要であります。利益面においても、原材料価格の上昇、為替変動等の懸念材料があります。

このような状況ではありますが、当社グループはこの度、2030年に向けた長期ビジョン（2030ビジョン）及び2022年度から2024年度の3年間の中期経営計画を策定いたしました。

中期経営計画は2030ビジョン実現に向けた当社グループの挑戦におけるフェーズ1「確実な成長のための基盤づくり」と位置付けており、重点施策である「2030年に向けた供給体制の構築」、「KPS（KOA Profit System）の『しんか』」、「イノベーション・マネジメントシステム（IMS）の導入」、「再生可能エネルギーの導入と電力使用量の削減」、「未来を創造する人づくり」、「ガバナンスの新たな取り組み」を推進してまいります。特に、カーボンニュートラル実現に向けた主要自動車メーカーの電動化戦略が加速しており、当社の主力製品である面実装抵抗器の需要が拡大することから、お客様の成長を支えるための供給体制の構築が急務であります。

当社グループは、今後も抵抗器事業を中心に、品質と信頼性を重視する分野にフォーカスし、お客様と共に安心・安全な未来の社会を創る活動を進めることで、お客様から最初にお声がかかる会社を目指します。また、抵抗器事業で培った基盤技術を活用したセンサ/センサモジュールなどにより、社会課題の解決に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、固定抵抗器を中心とする各種電子部品の開発・製造・販売を主に関連する事業を実施しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

	所在地
本社	長野県上伊那郡箕輪町 (アースウイング)
本店	長野県伊那市 (伊那事業所)
支店	東京都府中市 (むさし野工房)
営業拠点	新横浜、(営業所) 仙台・水戸・高崎・東京・むさし野・伊那・静岡・名古屋・大阪
工場	イストウイング・MINOWAウイング・箕輪・西山・中央・七久里の杜・匠の里 (いずれも長野県)

② 子会社

会社名	所在地
興亜エレクトロニクス株式会社	長野県下伊那郡阿南町
鹿島興亜電工株式会社	石川県鹿島郡中能登町
興亜販売株式会社	東京都千代田区
真田KOA株式会社	長野県上田市
KOA SPEER HOLDING CORPORATION	アメリカ合衆国
KOA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア
KOA DENKO (S) PTE. LTD.	シンガポール共和国
KOA ELECTRONICS (H.K.) LTD.	香港
KOA Europe GmbH	ドイツ連邦共和国
上海可爾電子貿易有限公司	中華人民共和国
興和電子(太倉)有限公司	中華人民共和国

招集
通知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類

計
算
書
類

監
査
報
告
書

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,144名	212名増

(注) 従業員数は、就業人員（非常勤者を除く）数としております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,553名	85名増	40.8歳	17.1年

(注) 従業員数は、就業人員（非常勤者を除く）数としております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社八十二銀行	3,026百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,000百万円
株式会社長野銀行	226百万円

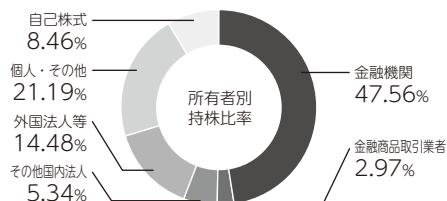
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 150,000,000株
- ② 発行済株式の総数 40,479,724株
- ③ 株主数 9,711名
- ④ 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,676千株	20.73%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,250	6.07
日本生命保険相互会社	2,226	6.01
株式会社八十二銀行	1,832	4.94
野村信託銀行株式会社 (投信口)	1,107	2.99
株式会社三菱UFJ銀行	1,000	2.70
K I A F U N D F 1 4 9	717	1.93
三菱UFJ信託銀行株式会社	700	1.89
K O A 共 栄 会	697	1.88
株式会社小糸製作所	680	1.83

(注) 1. 当社は、自己株式を3,426,197株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

⑤ その他株式に関する重要な事項

(従業員持株ESOP信託)

当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、2016年10月20日開催の取締役会の決議により、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」（以下「ESOP信託」という）を導入しております。

ESOP信託とは、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

当社が「KOA従業員持株会」（以下「当社持株会」という）に加入する当社及び当社グループの国内子会社の正規従業員（以下「当社グループ従業員」という）のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は2017年2月から2022年2月までの間に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたしました。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたしました。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権行使状況を反映して行使いたしました。信託終了時に、株価の上昇により信託収益があったため、受益者たる当社グループ従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。

なお、2022年2月をもって、当該信託は終了しております。

(2) 政策保有株式の保有方針及び議決権行使の基準

当社は、取引を強化する目的等で政策保有株式として取引先等の株式を保有しております。これら株式の保有にあたっては、取引関係の強化等によって得られる当社の利益と投資額等を総合的に勘案して投資可否を判断しております。

取締役会は、政策保有株式について、定期的に保有状況を確認するとともに、保有に係るトータルリターン等のパフォーマンスと保有に伴う損失発生等のリスクを比較・分析し、保有継続の妥当性を検証しております。

政策保有株式の議決権につきましては、現時点では統一した基準を設けておりませんが、議決権行使にあたっては、トータルリターン等のパフォーマンスや議案内容が株主価値の向上に資するものかを精査し、懸念があれば投資先企業への確認等をした上で適切に行使いたします。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	向 山 孝 一	興亜販売株式会社取締役会長 大興電工股份有限公司副董事長
代表取締役社長	花 形 忠 男	K P S - 3 イニシアティブ担当
常務取締役	野 々 村 昭	販売イニシアティブ担当 経営管理イニシアティブ担当 日本営業ビジネスフィールド担当 興亜販売株式会社代表取締役社長 KOA SPEER HOLDING CORPORATION Director KOA DENKO (S) PTE.LTD. Director KOA ELECTRONICS (H.K.) LTD. Director KOA Europe GmbH Managing Director 上海可爾電子貿易有限公司副董事長 大興電工股份有限公司董事
取締役	百 瀬 克 彦	ものづくりイニシアティブ担当 上伊那ビジネスフィールド担当 下伊那ビジネスフィールド担当 箕輪ビジネスフィールド担当 興亜エレクトロニクス株式会社取締役 鹿島興亜電工株式会社取締役 真田 K O A 株式会社取締役 KOA DENKO (MALAYSIA) SDN.BHD. Chairman 興和電子(太倉)有限公司副董事長
取締役	山 岡 悦 二	技術イニシアティブ担当 品質保証イニシアティブ担当
取締役	小 嶋 敏 博	K P S - 3 イニシアティブ担当
取締役	向 山 浩 正	経営管理イニシアティブ担当
取締役	マイケル・ジョン・コーバー	株式会社 B J I T 社外取締役
取締役	北 川 徹	クックパッド株式会社社外取締役 (兼監査委員長/報酬委員) 株式会社カヤック社外取締役監査等委員
取締役	重 宗 信 行	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	五 味 正 志	
常 勤 監 査 役	矢 島 豪	
監 査 役	上 拾 石 哲 郎	弁 護 士
監 査 役	飯 沼 好 子	税 理 士 株 式 会 社 未 来 経 営 取 締 役 税 理 士 法 人 未 来 経 営 社 員

- (注) 1. 取締役マイケル・ジョン・コーバー氏、北川徹氏及び重宗信行氏は、社外取締役であります。
2. 監査役上拾石哲郎氏及び飯沼好子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役五味正志氏及び飯沼好子氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役五味正志氏は、当社経営管理イニシアティブのゼネラルマネージャーを経験しており、経営分析・業績確認等を行う各種会議への参画により、当社の財務及び会計に関しての業務に精通しております。
 - ・監査役飯沼好子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社役員、子会社役員及び管理者従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険の内容の概要は、被保険者の職務の遂行に伴う行為に起因して保険期間中に損害賠償請求が提起された場合に被保険者が負担する各種費用を保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

④ 当事業年度中の取締役及び監査役の地位及び担当等の異動

該当する事項はございません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	301百万円 (17百万円)	239百万円 (17百万円)	61百万円 (-百万円)	- (-)	10名 (3名)
監 査 役 (うち社外監査役)	63百万円 (12百万円)	53百万円 (12百万円)	10百万円 (-百万円)	- (-)	4名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	364百万円 (29百万円)	293百万円 (29百万円)	71百万円 (-百万円)	- (-)	14名 (5名)

- (注) 1. 上記の業績連動報酬等の総額には、当事業年度中に役員賞与として未払金に計上した金額を記載しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2013年6月15日開催の第85回定時株主総会において、年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち社外取締役は1名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、1998年6月13日開催の第70回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役は1名）です。
5. 2014年6月14日開催の第86回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高は、取締役5名に対し534百万円（うち社外取締役0名）となり、支給時期は各取締役の退任時としております。

ロ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が、役員を兼任する親会社又は子会社等から役員として受けた報酬等はございません。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

取締役の報酬は、各取締役の企業価値向上への動機付けに資するため最も適切な支給割合となることを方針としております。取締役の基本報酬については、役位や担う役割・責務等に応じ、代表取締役社長が上記（注）3. 4. に記載の報酬限度額の範囲内で個人別の報酬額（基本報酬及び賞与）を定め、毎月現金で支払っております。なお、役員賞与については、当該年度の連結業績（売上高・営業利益率・自己資本利益率）等に鑑み支給の有無を決定しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

重要な兼職の状況は、「①取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）」に記載のとおりであります。

当社と当社の社外取締役及び社外監査役の兼職先との間に開示すべき関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	マイケル・ ジョン・コーバー	13/13回 (100%)	—	主に企業戦略の専門家及び投資会社経営者としての豊富な知識・経験等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、取締役候補者の選定、取締役の報酬のあり方等の議論において意見を述べております。
取締役	北川 徹	13/13回 (100%)	—	主に上場会社においてCFOや経営企画に携わった経験と見識に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会委員長として、取締役候補者の選定、取締役の報酬のあり方等の議論において中心的な役割を果たしております。
取締役	重宗 信行	11/11回 (100%) 注2.	—	主に上場会社において要職を歴任され会社経営に関する豊富な知識・経験等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、取締役候補者の選定、取締役の報酬のあり方等の議論において意見を述べております。
監査役	上拾石 哲郎	13/13回 (100%)	14/14回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査事項の協議等において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	飯沼 好子	13/13回 (100%)	14/14回 (100%)	主に税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査事項の協議等において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

2. 2021年6月19日開催の第93回定時株主総会において取締役に選任されたため、出席の対象となる取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額は明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の評価基準に照らし合わせ、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	53,280	流 動 負 債	20,454
現金及び預金	22,916	支払手形及び買掛金	5,820
受取手形及び売掛金	15,979	電子記録債務	1,084
電子記録債権	2,288	短期借入金	3,338
商品及び製品	4,081	未払法人税等	2,061
仕掛品	4,299	未払費用	1,939
原材料及び貯蔵品	2,433	賞与引当金	1,798
未収還付法人税等	10	受注損失引当金	412
その他	1,319	その他	3,999
貸倒引当金	△47	固 定 負 債	7,431
固 定 資 産	41,708	長期借入金	3,232
有 形 固 定 資 産	32,124	長期未払金	608
建物及び構築物	12,819	繰延税金負債	727
機械装置及び運搬具	8,974	退職給付に係る負債	1,904
工具・器具及び備品	702	その他	959
土地	6,594	負 債 合 計	27,885
建設仮勘定	2,236	純 資 産 の 部	
その他	796	株 主 資 本	64,582
無 形 固 定 資 産	763	資本金	6,033
投 資 そ の 他 の 資 産	8,820	資本剰余金	9,191
投資有価証券	4,441	利益剰余金	51,753
繰延税金資産	1,017	自己株式	△2,395
長期貸付金	75	その他の包括利益累計額	2,520
長期性預金	1,450	その他有価証券評価差額金	1,559
保険積立金	1,462	為替換算調整勘定	1,299
その他	403	退職給付に係る調整累計額	△338
貸倒引当金	△29	純 資 産 合 計	67,103
資 産 合 計	94,989	負 債 純 資 産 合 計	94,989

(注)記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		64,955
売上原価		46,530
売上総利益		18,425
販売費及び一般管理費		12,703
営業利益		5,721
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	54	
持分法による投資利益	85	
為替差益	608	
その他	626	1,413
営業外費用		
支払利息	45	
その他	230	275
経常利益		6,859
特別利益		
固定資産売却益	19	
その他	1	20
特別損失		
固定資産処分損	15	
減損損失	6	
操業休止関連費用	116	
支払補償金	205	344
税金等調整前当期純利益		6,535
法人税、住民税及び事業税	2,416	
法人税等調整額	△649	1,766
当期純利益		4,768
非支配株主に帰属する当期純損失		△3
親会社株主に帰属する当期純利益		4,771

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	31,598	流 動 負 債	16,976
現金及び預金	7,934	支払手形	1
受取手形	618	電子記録債務	1,317
電子記録債権	2,217	買掛金	5,686
売掛金	15,866	短期借入金	4,200
商品及び製品	460	未払金	1,538
仕掛品	2,399	未払法人税等	1,660
原材料及び貯蔵品	1,207	賞与引当金	1,172
その他	895	受注損失引当金	355
固 定 資 産	34,144	その他	1,043
有 形 固 定 資 産	16,991	固 定 負 債	2,095
建物	6,321	長期借入金	400
構築物	306	長期未払金	534
機械及び装置	4,086	退職給付引当金	869
車両運搬具	0	その他	291
工具・器具・備品	126	負 債 合 計	19,071
土地	4,319	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	1,755	株 主 資 本	45,193
土地仮勘定	57	資 本 金	6,033
その他	18	資 本 剰 余 金	11,435
無 形 固 定 資 産	396	資本準備金	11,261
ソフトウェア	365	その他資本剰余金	173
ソフトウェア仮勘定	18	利 益 剰 余 金	30,120
その他	12	利益準備金	916
投資その他の資産	16,755	その他利益剰余金	29,204
投資有価証券	3,321	圧縮積立金	809
関係会社株式	10,233	別途積立金	16,040
関係会社長期貸付金	899	繰越利益剰余金	12,354
その他	2,306	自 己 株 式	△2,395
貸倒引当金	△5	評価・換算差額等	1,478
		その他有価証券評価差額金	1,478
資 産 合 計	65,742	純 資 産 合 計	46,671
		負 債 純 資 産 合 計	65,742

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		54,152
売上原価		44,330
売上総利益		9,822
販売費及び一般管理費		6,157
営業利益		3,665
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	440	
為替差益	582	
その他	411	1,448
営業外費用		
支払利息	21	
その他	54	76
経常利益		5,037
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
固定資産処分損	5	
関係会社株式評価損	286	
減損損失	6	
支払補償金	205	504
税引前当期純利益		4,534
法人税、住民税及び事業税	1,620	
法人税等調整額	△429	1,190
当期純利益		3,343

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月5日

K O A 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 勝彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 大介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、K O A株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K O A株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月5日

K O A 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 勝彦 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 大介 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K O A株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に、オンライン形式も併用しながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に対してオンライン形式も併用しながら業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式も併用しながら意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制に係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

KOA株式会社 監査役会

常勤監査役	五味	正志	Ⓜ
常勤監査役	矢島	豪	Ⓜ
監査役	上拾石	哲郎	Ⓜ
監査役	飯沼	好子	Ⓜ

(注) 監査役上拾石哲郎及び飯沼好子は、社外監査役であります。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ モ

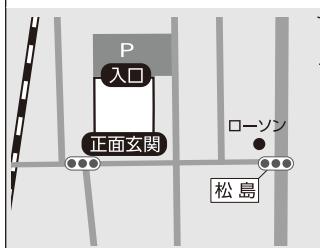
A series of 15 horizontal dashed lines for handwriting practice.

株主総会会場 ご案内図

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8288番地1
 IPHキョウデンハウス伊那プリンスホール
 (旧 伊那プリンスホテル)
 2階 プリンスホール
 電話番号 0265-79-0088

- 中央自動車道 伊北ICより車で約10分
- JR飯田線 伊那松島駅より徒歩で約7分

株主総会会場 周辺拡大図



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
 スマートフォンでご案内します。
 右図を読み取りください。

